# 第2 荷役作業時の墜落・転落災害防止のために関係者が実施又は配慮する事項

陸上貨物運送事業における荷役作業は、①陸上貨物運送事業者の直接管理下にある自社の倉庫や配送センター内で行うものばかりではなく、直接管理が及びにくい荷主や配送先の事業場で行うものも多く、また、②トラック運転者が当該作業に従事することも多いという特徴があります。

荷役作業においては、特にトラック等における荷の積み卸し作業、フォークリフトによる作業、はい付け・はいくずし作業で重篤な災害が多いことから、これらの作業の安全確保を重点的に行う必要があります。

また、これらの作業に伴う危険性又は有害性については事前に把握し、その低減措置を図るという先取り型の労働災害防止対策が効果的です。そのための手法として、危険予知活動(KY活動)やリスクアセスメントの実施等の積極的な取組が望まれます。

そのため、次に示す事項について、各関係者がそれぞれ連携しながら、実施又は配慮をし、荷役作業時の安全の確保を図りましょう。

### 1 陸上貨物運送事業者の実施事項

陸上貨物運送事業者は、労働災害防止について事業者自らが安全第一であることを表明し、安全衛生目標の設定、年間安全衛生計画の策定等を行うとともに、荷役作業における労働災害を防止するため、次のことを実施しましょう。



### (1) 安全衛生管理体制の確立による安全衛生管理活動の計画的推進

安全管理者、安全衛生推進者等労働安全衛生関係法令等に基づく安全衛生管理体制を確立し、リスクアセスメントを含めた計画的な安全衛生対策を推進するため、

- ① 安全管理者、安全衛生推進者、はい作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業 指揮者等の安全管理を推進する上で必要な者を選任しましょう。
- ② 安全衛生管理体制、各管理者等の職務と権限、従業員の遵守事項等をわかりやすく文書化した「安全衛生管理規程」を作成しましょう。
- ③ 年間の具体的な安全衛生活動予定を定めた「年間安全衛生計画」を作成しましょう。
- ④ 年間安全衛生計画にはできるだけリスクアセスメントを含めるようにするとともに、計画した安全衛生対策が確実に実施されているかを定期的に確認しましょう。

#### (2) 作業計画及び作業手順書の作成

- ① 荷役作業を行う場合には、作業場所の状況、フォークリフト等の荷役機械の使用の有無及び使用 する場合の種類と能力、荷の種類と形状等に適応する「作業計画」を作成し、作業者に周知・徹 底しましょう。
- ② 作成した作業計画に基づき、荷役作業の安全の確保に十分配慮した「作業手順書」を作成し、関係作業者等に周知しましょう。
- ③ 作業計画及び作業手順書の作成にあたっては、トラック運転者の疲労に配慮して十分な休憩時間を確保できるようにしましょう。
- ④ トラック運転者等が荷主等の事業場で荷役作業を行う場合であっても、荷主等と連携し、上記①~③の 事項に留意の上、作業計画及び作業手順書をできるだけ作成しましょう。(下記の(5)を参照)

#### (3) 計画的な就業制限業務等従事者資格の取得と安全衛生特別教育の実施

荷役作業に従事する可能性のある作業者については、次の技能講習の受講または教育の実施を計画的に行うように努めましょう。

- ① フォークリフト運転技能講習 (最大荷重1トン未満の小型フォークリフト運転等については安全のための特別教育)
- ② はい作業主任者技能講習
- ③ 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
- ④ 積卸し作業指揮者教育

### (4) 危険予知活動 (KY活動)、リスクアセスメント等の実施

荷役作業時の労働災害を防止するためには、事前に荷役作業に潜む危険性を見つけ、その危険性を 低くするための取組が効果的です。このリスク低減措置を主とする取組である、ヒヤリハット活動、 危険予知活動(KY活動)、リスクアセスメント等を荷役作業について行うようにしましょう。

(注) 危険予知活動 (KY 活動)、リスクアセスメントの具体的な取組方法については、このマニュアルの 19 ページを参照して下さい。

### (5) 荷主等との連携

トラック運転者等が荷主等の事業場で荷役作業を行う可能性がある場合は、事前に、「安全作業連絡書」等により、荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、運転者等に荷役作業の内容を周知するとともに、必要な安全対策についての徹底を図るようにしましょう。

また、荷主等の事業場における荷役作業については、できるだけ契約書等で荷役作業の有無、運搬方法、作業の分担等を明確にするとともに、荷主等と十分連携し、作業計画及び作業手順書についても作成することが望まれます。このため、荷主等と安全について話し合う場を設けるように努めましょう。

(注)「安全作業連絡書」とは、事前に荷主先等から電話等で確認した荷役作業等の内容を記入した書面(陸上貨物運送事業労働災害防止協会が参考書式を作成している)。

# 2 荷役作業に従事する作業者等の実施事項

職場の安全確保のためには、その作業に従事する一人ひとりの安全に対する意識も大変に重要です。 荷役作業に従事する作業者や運転者は、事業者の行う安全衛生の取組に積極的に協力し、特に次のことに 留意しましょう。

#### (1) 安全衛生管理の実施

はい作業主任者、荷の積卸し作業指揮者等に選任された場合は、作業方法の決定及び作業の指揮、器具及び工具の点検、作業前の安全確認等法令に定められた職務を励行しましょう。

### (2) 作業計画及び作業手順書の遵守

事業者が作成した「作業計画」及び「作業手順」を必ず守って作業を進めましょう。

#### (3) 資格の取得等

フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者技能講習、荷の積卸し作業指揮 者教育等を受講し、必要な資格等を取得しましょう。



ヒヤリハット活動、危険予知活動(KY 活動)、リスクアセスメント等の取組に積極的に参加しましょう。

#### (5) 荷主等の事業場における他社の作業者との十分な連絡調整

荷主等の事業場で荷役作業を行う場合には、荷役作業施設内で計画されているすべての荷役等作業の内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記した書面(荷主等が作成・交付するもの。次頁の3(4)を参照)に基づき、他社の作業者と安全な作業のための連絡調整を十分に行いましょう。



# 3 荷主等による配慮

荷主等が自ら管理する事業場において、陸上貨物運送事業者の運転者等が荷役に関係する作業を行うと きは、その安全の確保のために、次の事項について配慮しましょう。

### (1) 陸上貨物運送事業者への通知

トラック運転者による荷役作業の有無、運搬物の重量等について事前に陸上貨物運送事業者に通知しましょう。

### (2) 自社以外の者にフォークリフト等を使用させる場合の配慮

- ① フォークリフト等を使用するために必要な資格等を作業者が持っていることを確認しましょう。
- ② 作業者が資格等を持っていない場合には、必要な資格等を持っている自社の作業者にフォークリフト等の使用をさせましょう。
- ③ 定期自主検査等を実施している安全性が確認されたフォークリフト等を貸与しましょう。

## (3) 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の配慮

- ① 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合であっても、安全な荷役作業を行うための作業手順を示し、作業手順を遵守していることを作業の立合い又は作業場所の巡視により確認しましょう。
- ② 安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置等、倉庫・ヤード等荷役作業施設の安全化を図り、これらを保全しましょう。
- ③ トラックの荷台等高所での荷役作業を行わせる場合には、足場や安全帯を掛けることのできる設備の設置等を行いましょう。

#### (4) 自社の作業者と自社以外の作業者が混在して作業する場合の配慮

荷役作業施設内で計画されている全ての荷役等作業の内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記した書面を作成し、これを各荷役作業の職長又は作業者等に交付するなどして、安全な作業のための連絡調整を行わせましょう。

### (5) 安全に関する懇談の場への参加

上記(1)~(4)の事項が適切に実施されるよう、陸上貨物運送事業者から安全懇談会など安全について話し合う場への参加を求められた場合には、積極的に応じるようにしましょう。